

令和6年度（2024年度）財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助（補助金）及び公の施設の指定管理（以下「指定管理」という。）に関する団体監査並びに同条第2項及び第5項の規定に基づく所管部課の監査

2 監査の範囲

令和5年度（2023年度）に執行された会計事務及びその他の事務

3 監査の期間

令和6年（2024年）8月28日から同年12月17日まで

第2 財政的援助に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる団体、事業及び所管部課は、次のとおりである。

	対象団体	対象事業	所管部課
1	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	運営費等	福祉部 福祉政策課
2		ボランティア活動の推進	

2 監査の主な着眼点及び実施内容

八王子市監査基準（令和元年12月26日施行）に基づき、監査対象の財政援助団体及び所管部課が令和5年度（2023年度）に実施した財政的援助に係る会計事務その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われているかを監査するため、主な着眼点を次表のとおりとし、八王子市監

査基準実施細目により、関係書類、帳簿、証憑書類等について照合、質問等通常実施すべき監査手続により実施した。

主な着眼点	
財政援助団体	所管部課
(1) 補助事業等は、目的に沿って適正に執行されているか。	(1) 財政的援助の事業は、法令、条例、予算等に適合しているか。
(2) 補助事業等は、市の交付決定に基づき適正に執行されているか。	(2) 補助金の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
(3) 予算書、決算諸表等と補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。	(3) 補助金の支出及び精算・返還事務は適正に行われているか。
(4) 経理規定等の諸規程の整備はなされているか。	(4) 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
(5) 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。	
(6) 出納関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証憑書類の整理、保存は適切か。	

3 監査対象補助事業の目的及び補助金交付状況

(1) 社会福祉法人八王子市社会福祉協議会

ア 対象事業

(ア) 運営費等

(イ) ボランティア活動の推進

イ 補助の目的

八王子市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業に要する経費に対し補助することで、その健全な発展及び社会福祉に関する行動の活性化により、地域福祉の推進を図ること。

ウ 補助金の交付状況

令和5年度（2023年度）の交付状況については、次のとおりである。

補助対象事業区分	補助対象事業 支出額（円）	補助金交付額 （円）	主な対象経費の内容
運営費等	118,641,247	104,901,415	職員人件費、庁舎負担金（光熱水費等）、地域福祉推進計画の策定経費（謝礼、業務委託費）
ボランティア活動の 推進	18,324,083	16,282,000	ボランティアセンター 管理運営費（移転経費 及び賃借料）、ボラン ティア活動支援事業等
合 計	136,965,330	121,183,415	

4 監査の結果

八王子市監査基準に準拠し、前記の方法により監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体の財政的援助等に係る会計事務及びその他の事務は、当該財政的援助の目的に沿っておおむね適正かつ効率的に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられた。

(1) 社会福祉法人八王子市社会福祉協議会

ア 運営費等

【指摘事項】

規程に沿った期末手当の支給について

福祉部 福祉政策課

市では、「社会福祉法人八王子市社会福祉協議会補助金交付要綱」を制定し、地域福祉の推進を図ることを目的として、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が行う社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の実施に要する経費に対し補助金を交付しており、補助対象事業である運営費等においては、補助対象事業費の一つとして職員人件費を挙げている。

職員人件費について、協議会では、「社会福祉法人八王子市社会福祉協議

会給与規程」(以下「給与規程」という。)により、正規職員及び正規指導員(以下「正規職員等」という。)に係る給与等の取扱いを定めている。

そこで、令和5年度(2023年度)に協議会が正規職員等に支払った給与等の支給状況について確認したところ、給与規程では、職務の級が1級である正規職員等と2級以上である正規職員等とで適用する計算式を区別し、それぞれの計算式により期末手当の額を算出するとしているところ、6月1日及び12月1日に支給した職務の級が2級以上の正規職員等に係る期末手当については、給与規程の計算式に基づいた算出が行われていないことが分かった。

協議会によれば、職員等の給与等に関しては、市の職員に準ずることとしているため、協議会が定める給与規程は「八王子市職員の給与に関する条例」(以下「市給与条例」という。)に準拠する内容とし、市給与条例の改正があれば、必要に応じて見直しを行っている。令和2年度(2020年度)に、給与規程の全面改正を行ったが、その際、職務の級が2級以上の正規職員等に係る期末手当に関する規定についても、市の職員に準じた内容に整備したと認識していたため、市の職員に準じた計算方法により期末手当を算出していたとのことであった。

職務の級が2級以上の正規職員等に係る期末手当については、市の職員に準じた計算式により算出されており、確定した補助金額にも誤りはないと考える。しかしながら、現在の給与規程は、支給月数に関する規定が欠落し、協議会が支給しようとする計算方法と規定内容が相違しているため、期末手当の支給について疑義が生じかねない状況にあり適切とは言えない。

このような状況が生じた要因としては、協議会において、改正後の規定がどのような効果を発生させるものなのかについて十分に理解せず、改正したことが挙げられる。

給与規程は、協議会の正規職員等に対する給与等の支払の取扱いを定めたものであり、給与等の支払に関して組織内部の秩序を保つために極めて重要なものである。そして、職員人件費は補助対象事業経費であることから、適切な規程に沿った支給事務を実施することで透明性を確保し、補助事業の適正性を担保することが肝要である。

については、所管課においては、協議会に対して、給与規程に沿った期末手当の支給が行われることはもとより、支給実態との整合性が図られるように規定整備を指導するとともに、定期的な規定内容の点検を実施するこ

とで適正に算定された給与等に基づき当該補助金の確定事務が実施されるよう改善されたい。

イ ボランティア活動の推進

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

第3 指定管理に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる指定管理者、指定管理施設及び所管部課は、次のとおりである。

	指定管理者	指定管理施設	所管部課
1	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	長房ふれあい館	市民活動推進部 協働推進課
2		恩方老人憩の家	福祉部 高齢者いきいき課
3	社会福祉法人 みずき福祉会	障害者療育センター	福祉部 障害者福祉課
4	社会福祉法人 多摩養育園	石川保育園	子ども家庭部 子どもの教育・保育 推進課
5	社会福祉法人太和会	静教保育園	
6	社会福祉法人愛和会	多賀保育園	
7	フレンドパーク北西	北西部地区公園	まちなみ整備部 公園課
8	南西部地区公園指定管 理者 和(なごみ)	南西部地区公園	
9	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	台町学童保育所	生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課
10		中野学童保育所	
11		七国小学童保育所	
12		久保山学童保育所	
13		ハーベスト株式会社	

	指定管理者	指定管理施設	所管部課
14	特定非営利活動法人 からまつ	第九小学童保育所	生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課
15		横川学童保育所	
16		からまつ学童保育所	
17		川口学童保育所	
18		上川口小学童保育所	
19		榎原小学童保育所	
20	特定非営利活動法人 つくみ	式分方小学童保育所	
21		つくみ学童保育所	
22	特定非営利活動法人 明神学童育成の会	第一小学童保育所	
23		第四小学童保育所	
24		子安学童保育所	
25	社会福祉法人太和会	美山小学童保育所	
26	株式会社ポピンズエデ ュケア	鹿島学童保育所	
27		横山学童保育所	
28		みなみ野学童保育所	

2 監査の主な着眼点及び実施内容

八王子市監査基準（令和元年12月26日施行）に基づき、監査対象の指定管理者及び所管部課が令和5年度（2023年度）に実施した指定管理業務に係る会計事務その他の事務の執行が、当該指定管理の目的に沿って行われているかを監査するため、主な着眼点を次表のとおりとし、八王子市監査基準実施細目により、関係書類、帳簿、証憑書類等について照合、質問等通常実施すべき監査手続により実施した。

主な着眼点	
指定管理者	所管部課
(1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。	(1) 指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は、法令、条例等に基づき適正に行われているか。
(2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。	(2) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
(3) 利用料金の設定等は適正に行われているか。	(3) 管理に関する経費の算定、支出手続等は、条例、規則、協定等に従い適正に行われているか。
(4) 公の施設の管理に係る諸規程の整備はなされているか。	(4) 事業報告書の点検及び管理に関する経費の精算事務等は適正に行われているか。
(5) 公の施設の管理に係る会計経理及び備品管理は適正に行われているか。	(5) 利用料金の承認手続は適正に行われているか。また、指定管理者に対して適時、適切に報告を求め、調査・指示を行っているか。
(6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書類の整備、保存は適切か。	

3 指定管理の概要及び指定管理料の執行状況

(1) 長房ふれあい館（社会福祉法人八王子市社会福祉協議会）

ア 指定管理業務の概要

長房ふれあい館は、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 施設の運営に関する業務
- (イ) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (ウ) 設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関する業務
- (エ) 情報の収集・提供に関する業務
- (オ) その他関連する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
長房ふれあい館	長房町588番地
	令和4年（2022年）4月1日～ 令和6年（2024年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	36,036,000	36,036,000	人件費、業務委託費、光熱水費、消耗品費、貸借料、通信運搬費
概算払分	2,947,000	1,344,848	備品購入費、修繕費、電気料金 (著しい物価高騰による影響分)
合計	38,983,000	37,380,848	

(2) 恩方老人憩の家（社会福祉法人八王子市社会福祉協議会）

ア 指定管理業務の概要

恩方老人憩の家は、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

（ア）老人の健康増進のための場の提供に関する業務

（イ）老人福祉に関する講習、講座等の開催に関する業務

（ウ）施設、付帯設備及び物品の保守及び維持管理並びに修繕に関する業務（市が加入する建物保険が適用となる修繕及び大規模修繕を除く。）

（エ）その他関連する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
恩方老人憩の家	下恩方町 3 3 9 5 番地 恩方事務所 2 階
	令和 4 年（2 0 2 2 年）4 月 1 日～ 令和 6 年（2 0 2 4 年）3 月 3 1 日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	10,122,849	10,122,849	人件費、事業費、事務費
概算払分	120,000	120,000	修繕費
合 計	10,242,849	10,242,849	

(3) 障害者療育センター（社会福祉法人みずき福祉会）

ア 指定管理業務の概要

障害者療育センターは、社会福祉法人みずき福祉会が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- （ア）生活、機能、作業の訓練及び指導に関する業務
- （イ）療育及び生活上の相談に関する業務
- （ウ）上記（ア）・（イ）に付随する業務
- （エ）利用承認（不承認、取消）及び利用の停止に関する業務
- （オ）東京都重症心身障害者通所事業に関する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
障害者療育センター	長沼町1306番地4
	令和3年（2021年）4月1日～ 令和8年（2026年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	182,925,521	182,925,521	人件費、事業費、事務管理費
概算払分	700,000	502,480	修繕費、備品購入費
合計	183,625,521	183,428,001	

(4) 石川保育園（社会福祉法人多摩養育園）

ア 指定管理業務の概要

石川保育園は、社会福祉法人多摩養育園が指定管理業務を行っている。
主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 保育の提供に関する業務
- (イ) 園の運営に関する物品等の購入事務業務
- (ウ) 園の運営に関する行事等の企画・実施業務
- (エ) 園の日常活動の記録及び報告
- (オ) 施設、付帯設備及び物品の保守及び維持管理並びに修繕に関する業務
- (カ) 消防法第8条に定める防火管理者に関する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
石川保育園	石川町2966番地8
	令和3年（2021年）4月1日～ 令和8年（2026年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	120,309,000	120,309,000	人件費、事務費、管理費
概算払分	18,907,000	18,258,385	職員の処遇改善費、修繕費
追加払分	742,008	742,008	物価変動による光熱費分
合計	139,958,008	139,309,393	

(5) 静教保育園（社会福祉法人太和会）

ア 指定管理業務の概要

静教保育園は、社会福祉法人太和会が指定管理業務を行っている。主な業務は、(4)ア（ア）～（カ）と同様である。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
静教保育園	元横山町三丁目19番13号
	令和5年（2023年）4月1日～ 令和8年（2026年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	119,359,000	119,359,000	人件費、事務費、管理費
概算払分	17,575,000	16,980,602	職員の処遇改善費、修繕費
追加払分	629,844	629,844	物価変動による光熱費分
合計	137,563,844	136,969,446	

(6) 多賀保育園（社会福祉法人愛和会）

ア 指定管理業務の概要

多賀保育園は、社会福祉法人愛和会が指定管理業務を行っている。主な業務は、(4)ア（ア）～（カ）と同様である。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
多賀保育園	元本郷町三丁目8番16号
	令和5年（2023年）4月1日～ 令和8年（2026年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	124,629,000	124,629,000	人件費、事務費、管理費
概算払分	17,483,000	17,315,600	職員の処遇改善費、修繕費
追加払分	638,472	638,472	物価変動による光熱費分
合計	142,750,472	142,583,072	

(7) 北西部地区公園（フレンドパーク北西）

フレンドパーク北西は、東新緑地株式会社、株式会社大東建物管理、森屋建設株式会社、株式会社まごころ清掃社及び有限会社井上造園から構成されている。

ア 指定管理業務の概要

北西部地区公園は、フレンドパーク北西が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

(ア) 公園の運営に関する業務

(イ) 公園の維持管理に関する業務

(ウ) 施設修繕、物品の管理に関する業務

(エ) 上記（ア）～（ウ）に付随する業務に関する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
北西部地区公園 千人町桑の実公園外190箇所	令和3年（2021年）4月1日～ 令和8年（2026年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	167,750,000	167,750,000	公園維持管理費、人件費、公共料金、管理運営費
概算払分	23,716,000	23,716,000	公園修繕費
追加払分	10,531,170	10,531,170	ナラ枯れ対策、電気料金高騰分
合計	201,997,170	201,997,170	

(8) 南西部地区公園（南西部地区公園指定管理者 和(なごみ)）

南西部地区公園指定管理者 和（なごみ）は、植小株式会社、株式会社東緑化、株式会社野口造園及び株式会社平野造園から構成されている。

ア 指定管理業務の概要

南西部地区公園は、南西部地区公園指定管理者 和（なごみ）が指定管理業務を行っている。主な業務は、(7)ア（ア）～（エ）と同様である。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
南西部地区公園 いちよう公園外128箇所	令和3年（2021年）4月1日～ 令和8年（2026年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	154,990,000	154,990,000	公園維持管理費、人件費、公共料金、管理運営費
概算払分	9,729,000	9,729,000	公園修繕費
追加払分	13,843,000	13,843,000	ナラ枯れ対策
合計	178,562,000	178,562,000	

(9) 台町学童保育所外3施設（社会福祉法人八王子市社会福祉協議会）

ア 指定管理業務の概要

社会福祉法人八王子市社会福祉協議会が指定管理業務を行っている学童保育所の主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 学童の保護に関する業務
- (イ) 学童に社会性を身につけさせる指導に関する業務
- (ウ) 学童の健全育成のために必要な事業に関する業務
- (エ) 上記（ア）～（ウ）に付随する業務に関する業務

イ 指定管理施設（台町学童保育所外2施設）の概要等

(ア) 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定管理期間
台町学童保育所	台町四丁目2番1号	令和4年（2022年） 4月1日～ 令和9年（2027年） 3月31日
中野学童保育所	中野山王三丁目6番27号	
久保山学童保育所	久保山町一丁目20番地6	

(イ) 指定管理料の執行状況（今回監査対象とした台町学童保育所外2施設を含む10学童保育所に係る執行状況）

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	55,661,490	55,661,490	維持管理費、運営費、事務経費、間接経費
概算払分	385,072,561	383,455,951	人件費、おやつ代
追加払分	4,472,405	4,472,405	入退室管理システム導入費
合計	445,206,456	443,589,846	

ウ 指定管理施設（七国小学童保育所）の概要等

（ア）指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
七国小学童保育所	七国六丁目42番1号
	令和5年（2023年）4月1日～ 令和10年（2028年）3月31日

（イ）指定管理料の執行状況（今回監査対象とした七国小学童保育所を含む16学童保育所に係る執行状況）

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	66,319,273	66,319,273	維持管理費、運営費、事務経費、 間接経費
概算払分	523,083,593	517,070,145	人件費、おやつ代
追加払分	5,494,669	5,494,669	入退室管理システム導入費
合 計	594,897,535	588,884,087	

(10) 北野学童保育所（ハーベスト株式会社）

ア 指定管理業務の概要

北野学童保育所は、ハーベスト株式会社が指定管理業務を行っている。
主な業務は、(9)ア（ア）～（エ）と同様である。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
北野学童保育所	打越町348番地1
	令和5年（2023年）4月1日～ 令和10年（2028年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	2,365,299	2,365,299	維持管理費、運営費、事務経費、 間接経費
概算払分	25,648,701	25,648,701	人件費、おやつ代
追加払分	759,000	759,000	入退室管理システム導入費
合計	28,773,000	28,773,000	

(11) 第九小学童保育所外5施設（特定非営利活動法人からまつ）

ア 指定管理業務の概要

第九小学童保育所外5施設は、特定非営利活動法人からまつが指定管理業務を行っている。主な業務は、(9)ア（ア）～（エ）と同様である。

イ 指定管理施設（第九小学童保育所）の概要等

（ア）指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
第九小学童保育所	中野上町二丁目14番1号
	平成31年（2019年）4月1日～ 令和6年（2024年）3月31日

（イ）指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	3,625,540	3,625,540	維持管理費、運営費、事務経費、 間接経費
概算払分	24,907,439	23,193,282	人件費、おやつ代
合計	28,532,979	26,818,822	

ウ 指定管理施設（横川学童保育所外3施設）の概要等

（ア）指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定管理期間
横川学童保育所	横川町305番地	令和4年（2022年） 4月1日～ 令和9年（2027年） 3月31日
からまつ学童保育所	川口町1557番地2	
川口学童保育所	川口町3974番地	
上川口小学童保育所	上川町1099番地	

(イ) 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	11,122,880	11,122,880	維持管理費、運営費、事務経費、 間接経費
概算払分	75,938,794	71,882,643	人件費、おやつ代
合 計	87,061,674	83,005,523	

エ 指定管理施設（榎原小学童保育所）の概要等

(ア) 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
榎原小学童保育所	榎原町1287番地2
	令和2年(2020年)4月1日～ 令和7年(2025年)3月31日

(イ) 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	2,761,360	2,761,360	維持管理費、運営費、事務経費、 間接経費
概算払分	23,548,682	21,844,015	人件費、おやつ代
合 計	26,310,042	24,605,375	

(12) 式分方小学童保育所外 1 施設（特定非営利活動法人つくみ）

ア 指定管理業務の概要

式分方小学童保育所外 1 施設は、特定非営利活動法人つくみが指定管理業務を行っている。主な業務は、(9)ア（ア）～（エ）と同様である。

イ 指定管理施設（式分方小学童保育所）の概要等

（ア）指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
式分方小学童保育所	式分方町 5 2 0 番地 1
	令和 2 年（2020 年）4 月 1 日～ 令和 7 年（2025 年）3 月 3 1 日

（イ）指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	4,352,255	4,352,255	維持管理費、運営費、事務経費、 間接経費
概算払分	24,661,641	23,796,538	人件費、おやつ代
合 計	29,013,896	28,148,793	

ウ 指定管理施設（つくみ学童保育所）の概要等

（ア）指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
つくみ学童保育所	犬目町 4 4 番地 1
	令和 3 年（2021 年）4 月 1 日～ 令和 8 年（2026 年）3 月 3 1 日

(イ) 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	6,703,959	6,703,959	維持管理費、運営費、事務経費、 間接経費
概算払分	35,025,045	34,186,462	人件費、おやつ代
合 計	41,729,004	40,890,421	

(13) 第一小学童保育所外 2 施設（特定非営利活動法人明神学童育成の会）

ア 指定管理業務の概要

第一小学童保育所外 2 施設は、特定非営利活動法人明神学童育成の会が指定管理業務を行っている。主な業務は、(9)ア（ア）～（エ）と同様である。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定管理期間
第一小学童保育所	元横山町二丁目 5 番 1 号	令和 4 年（2022 年） 4 月 1 日～ 令和 9 年（2027 年） 3 月 31 日
第四小学童保育所	明神町二丁目 15 番 1 号	
子安学童保育所	子安町一丁目 37 番 1 号	

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	15,293,273	15,293,273	維持管理費、運営費、事務経費、 間接経費
概算払分	180,662,788	180,662,788	人件費、おやつ代
追加払分	3,314,000	3,314,000	入退室管理システム導入費
合 計	199,270,061	199,270,061	

(14) 美山小学童保育所（社会福祉法人太和会）

ア 指定管理業務の概要

美山小学童保育所は、社会福祉法人太和会が指定管理業務を行っている。
主な業務は、(9)ア（ア）～（エ）と同様である。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
美山小学童保育所	美山町1892番地
	令和3年（2021年）4月1日～ 令和8年（2026年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	1,555,565	1,555,565	維持管理費、運営費、事務経費、 間接経費
概算払分	16,000,020	14,334,841	人件費、おやつ代
合計	17,555,585	15,890,406	

(15) 鹿島学童保育所外 2 施設（株式会社ポピンズエデュケア）

ア 指定管理業務の概要

鹿島学童保育所外 2 施設は、株式会社ポピンズエデュケアが指定管理業務を行っている。主な業務は、(9)ア（ア）～（エ）と同様である。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定管理期間
鹿島学童保育所	鹿島 2 番地	令和 3 年（2021 年） 4 月 1 日～ 令和 8 年（2026 年） 3 月 31 日
横山学童保育所	並木町 2 6 番 1 号	
みなみ野学童保育所	みなみ野一丁目 9 番 3 号	

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	17,972,215	17,972,215	維持管理費、運営費、事務経費、 間接経費
概算払分	86,091,740	86,091,740	人件費、おやつ代
合 計	104,063,955	104,063,955	

4 監査の結果

八王子市監査基準に準拠し、前記の方法により監査した限りにおいて、監査の対象となった指定管理者の指定管理業務に係る会計事務及びその他の事務の執行は、当該指定管理の目的に沿っておおむね適正かつ効率的に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられた。

(1) 長房ふれあい館（社会福祉法人八王子市社会福祉協議会）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(2) 恩方老人憩の家（社会福祉法人八王子市社会福祉協議会）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(3) 障害者療育センター（社会福祉法人みずき福祉会）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(4) 石川保育園（社会福祉法人多摩養育園）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(5) 静教保育園（社会福祉法人太和会）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(6) 多賀保育園（社会福祉法人愛和会）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(7) 北西部地区公園（フレンドパーク北西）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(8) 南西部地区公園（南西部地区公園指定管理者 和(なごみ)）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(9) 台町学童保育所外 3 施設（社会福祉法人八王子市社会福祉協議会）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(10) 北野学童保育所（ハーベスト株式会社）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(11) 第九小学童保育所外 5 施設（特定非営利活動法人からまつ）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(12) 式分方小学童保育所外 1 施設（特定非営利活動法人つくみ）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(13) 第一小学童保育所外 2 施設（特定非営利活動法人明神学童育成の会）

【指摘事項】

賃金の支出誤りについて

生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課

市では、第一小学童保育所外 2 施設の学童保育所の管理について、特定非営利活動法人明神学童育成の会（以下「団体」という。）を指定管理者に指定して「学童保育所の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）を締結しており、団体は、基本協定に基づき各学童保育所の管理運営業務を実施している。

管理運営業務に係る指定管理料については、毎年度、市と団体との間で締結する「学童保育所の管理に関する年度協定書」（以下「年度協定」という。）において金額を定めている。また、指定管理料のうち人件費及びおやつ代については、基本協定及び年度協定において、概算払とし、年度終了後に不用額を返納する精算項目としており、所管課では毎年度、団体から提出された事業報告書を精査し、人件費及びおやつ代の精算額の決定並びに指定管理料の金額確定を行っている。

そこで、事業報告書に計上された人件費の金額を確認するため、令和5年度（2023年度）に団体が学童保育所施設職員に支払った給与等の賃金台帳と出勤簿を突合したところ、勤務実績に応じて賃金を支払っている非常勤職員1名の8月分の賃金が、勤務実績より少ない時間で算出され、勤務時間に相当する賃金が支払われていないことが分かった。

このことについて団体に確認したところ、出勤簿と賃金台帳の間で勤務時間が一致していないが、出勤簿が正しいため賃金が未払となっているとのことであった。

このような事務処理が生じた要因の一つとして、団体では、出勤簿の内容確認は複数名で実施していたものの、賃金台帳については、職員が単独で確認し入力していたことが挙げられる。

団体が行う学童保育所施設職員に対する賃金の支払は、労働基準法の規定にのっとり適正に行わなければならない。賃金の未払は、労働基準法の賃金支払の原則に反するものであり、賃金の支払事務に係る団体の執行体制は、適切とは言えない。

今回は、確定した指定管理料額への影響は生じていないものの、人件費は学童保育所の指定管理料における精算項目であることから、誤った賃金の支払により、指定管理料額が正しく算定されない可能性がある。適正な指定管理料の金額確定には、人件費の正確な精算が必須であり、そのためには、団体が賃金の支払事務を適正に執行する体制を整えておく必要がある。

については、所管課においては、団体に対して、賃金未払の早急な解消及び適正な事務の執行体制の構築を指導されたい。

(14) 美山小学童保育所（社会福祉法人太和会）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(15) 鹿島学童保育所外2施設（株式会社ポピンズエデュケア）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(16) 学童保育所共通

【指摘事項】

指定管理料の適正な使用及び適切な精算事務について

生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課

市では、学童保育所の指定管理者と学童保育所の管理運営業務に関する基本協定のほか、当該年度の指定管理に係る経費等について定めた年度協定を締結している。

基本協定及び年度協定では、市が支払った指定管理料のうち、学童保育所施設職員の人件費及びおやつ代については概算払とし、指定管理者は年度の終了後、市に指定管理料の用途を明らかにした事業報告書を提出し、精算しなければならないとしている。

市は、保護者が支払う月額の基本保育料のうち2,000円程度をおやつ代実費相当額と整理していることから、所管課では、基準日における在籍児童数に2,000円を乗じて得た額を1か月分として当該金額の12か月分を指定管理料として指定管理者に支払い、児童一人当たり月額2,000円程度のおやつを提供するよう指導している。

一方、延長保育時間に提供するおやつについては、指定管理者の募集の際に示す業務仕様書の別添資料として所管課が作成した「経費の内訳、算出基準等」において、延長保育を利用した保護者から、基本保育料とは別に徴収する利用料金を財源とすることが示されている。

そこで、令和5年度（2023年度）に所管課が行ったおやつ代の精算事務について、事業報告書等の関係書類を確認したところ、次のような状況にあった。

- (1) おやつ代に係る振込手数料及び送料（以下「振込手数料等」という。）を含めておやつ代の経費の実績としている指定管理者と振込手数料等を除いている指定管理者があった。
- (2) 監査対象とした7団体中6団体において延長保育時間におやつを提供していたが、このうち5団体では、利用料金ではなく指定管理料を財源に購入したおやつが提供されており、当該購入経費がおやつ代の精算対象経

費として実績額に含められていた。

これらのことについて、所管課に確認したところ、上記(1)については、指定管理者の会計処理において、振込手数料等をおやつ代に含める取扱いとされているのであれば、おやつ代の経費として計上することを認めている。ただし、指定管理者から問合せがあった場合には、振込手数料等はおやつ代の経費には含めないと指導しているとのことであった。

そして、上記(2)については、基本保育分と延長保育分のおやつを一括して購入する指定管理者が多いため、所管課では、延長保育時間に提供するおやつ代が実績額に含まれていないことまでの確認は実施していないとのことであった。

所管課では、精算処理により確定額に影響が及ぶことになるにもかかわらず、おやつ代として精算する対象経費の範囲を指定管理者に委ねており、対象経費を整理し、統一的な費用計上が行われるよう指導していなかったことは、適正な精算金額の確定という観点からすれば適切とは言えない。

また、延長保育時間に提供するおやつ代の財源については、所管課では、基本保育分と延長保育分が一括して購入されることを理由に確認を実施していないとのことであるが、おやつ代を精算項目としている以上、基本保育時間と延長保育時間の提供実績に応じて按分して、費用計上するなど可能な限りの対応について検討し指導することが必要と考える。しかしながら、このような対応をせず、延長保育時間に提供したおやつ代と指定管理料を財源とする精算項目であるおやつ代が混在して扱われている状況を放置していることは、適切とは言い難い。

おやつ代の精算については、平成27年度（2015年度）財政援助団体等監査における監査委員の意見要望に対して、公金の使われ方の観点から簡略化することなく従来どおり実施していくとの措置が提出されているところである。そうであるならば、上記(1)及び(2)のように公金の取扱いが指定管理者ごとに異なっていたり、利用者が本来負担すべき経費に公金が充当されている状況は、公金の使われ方の観点から問題であり、所管課として早急の対応が必要である。

については、所管課においては、指定管理者のおやつ購入の実態に応じて、対象経費や計上方法等を整理し、指定管理者に対して周知徹底を図った上で、おやつ代の適正な精算事務に努められたい。

